

入札公告

物品調達等及び委託役務

次のとおり、条件付一般競争入札を実施するので、地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１６７条の６の規定により公告する。

この入札公告に定めるもののほか、入札に関して必要な事項は、東広島市物品調達等及び委託役務条件付一般競争入札公告共通事項及び同細則による。

令和６年６月２０日

東広島市長 高 垣 廣 徳

1 入札に付する事項

- (１) 物品・委託役務の名称

令和６年度いきいきこどもクラブ等消防用設備等点検業務
- (２) 物品・委託役務管理番号

13060023
- (３) 物品委託役務内容

いきいきこどもクラブ等において、消防法に基づき消防用設備等の点検を行うもの。
- (４) 納入・履行期間

契約締結日の翌日から令和７年３月３１日まで
- (５) 納入・履行（就業）場所

西条第１・第２いきいきこどもクラブほか４３施設
- (６) 予定価格

落札後公表
- (７) 最低制限価格

なし
- (８) 入札方式

一般競争入札
- (９) 入札区分

紙入札
- (10) 使用する契約約款

業務委託契約約款（役務の提供を受けるもの）
- (11) 契約種別

総価契約
- (12) 収入印紙

要

2 競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項

次に掲げる要件を全て満たしていること。

ア	令和３年１月１日から令和６年１２月３１日までの東広島市物品役務等競争入札参加資格として次の入札参加資格認定区分の認定を受けている者	建築保全＞消防設備点検
イ	法令等による登録等	問わないものとする。
ウ	技術者	問わないものとする。
エ	営業所等所在地 ※本店とは、法人にあつては登記されている本店とし、個人事業者にあつては営業活動の本拠を置いている場所とする。 ※営業所とは、法人においてその所在する市（町）の法人市（町）民税の申告のある営業所とする。	東広島市内に本店を有する者。
オ	会社の履行実績	問わないものとする。
カ	その他	令和６年４月２２日付け「東広島市物品調達等及び委託役務条件付一般競争入札公告共通事項」の２（１）のいずれにも該当しないこと。

3 その他の入札条件

東広島市消防設備等点検業務共通標準事項を適用する。

4 日程等

手 続 き 等	期 間・期 日 等	場 所 ・ 留 意 事 項
ア 公告日	令和6年6月20日	東広島市ホームページに掲載するとともに、東広島市総務部契約課（契約担当所属）で閲覧に供する。 閲覧場所は、「6 問い合わせ先（契約担当所属）」に記載のとおり。
イ 仕様書及び見本等閲覧期間	令和6年6月20日～ 令和6年7月10日	東広島市ホームページに掲載するとともに、契約担当所属で閲覧に供する。 見本等の有無：無
ウ 同等品確認期間（物品の買入れ及び借入れに限る）		同等品で応札する場合は、同等品規格確認票（東広島市物品調達等及び委託役務競争契約入札心得（平成21年東広島市告示第83号。以下「入札心得」という。）別記様式第2号（第4条関係））により発注担当所属に持参又はファクシミリにより送信すること。ファクシミリによる場合は、事前にその旨を発注担当所属に電話で連絡すること。 なお、同等品確認に対する認定のない同等品での応札は認めない。同等品規格確認票の提出先は、「オ 質問書提出期間」に記載の発注担当所属とする。
エ 同等品確認回答閲覧期間		東広島市ホームページに掲載するとともに、発注担当所属で閲覧に供する。
オ 質問書提出期間	令和6年6月20日～ 令和6年6月27日 (午前8時30分～午後5時15分)	質問書は、本市所定の様式（入札心得別記様式第1号（第4条関係））により発注担当所属に持参又はファクシミリにより送信すること。ファクシミリによる場合は、事前にその旨を発注担当所属に電話で連絡すること。 生涯学習部 青少年育成課（発注担当所属） 東広島市西条栄町8番29号（本庁北館3階） 電話番号 082-420-0929 / ファクシミリ番号 082-420-0414 質問書提出期間後の質問は受け付けない。 質問書の様式は、東広島市ホームページからダウンロードすることができる。
カ 回答書閲覧期間	令和6年7月2日～ 令和6年7月10日	東広島市ホームページに掲載するとともに、発注担当所属で閲覧に供する。
キ 入札期間	令和6年7月8日～ 令和6年7月9日 (午前9時00分～午後5時00分)	入札場所 東広島市総務部契約課（契約担当所属） 東広島市西条栄町8番29号（本庁本館4階） 入札書は、入札期間内に総務部契約課に持参して入札箱に投入すること。 初度の入札書は、入札の権限を有している者が記名押印し、使用印鑑として本市に届け出ている印鑑を押印すること（ただし、入札書に記載した日付以前に作成された委任状の同封・提出がある場合を除く。）。 特別の事由により郵便により入札書を提出しようとする者は、東広島市物品調達等及び委託役務条件付一般競争入札公告共通事項細則に定めるところによるものであること。
ク 開札日時	令和6年7月10日 午後1時30分	開札場所 入札室（東広島市西条栄町8番29号 本庁本館4階） 開札の結果、予定価格の制限の範囲内の価格をもって有効な入札がないときは、開札日の翌日以降に再度の入札（1回目）を実施するものとする。再度の入札（1回目）は、開札の立会いの有無に関わらず、初度の入札参加者（当該入札が無効となったものを除く。）が参加できるものとする。 再度の入札（1回目）を実施する日時、場所等の詳細は、初度の入札に参加した者に対してファクシミリにより通知する。 再度の入札（1回目）の結果、予定価格の制限の範囲内での入札がなかったときは、直ちに入札会場で再度の入札（2回目）を行う。 再度の入札は、2回目まで行う。

5 格要件確認資料の提出

本案件は、入札に参加する者に必要な資格を確認するために必要な資料（以下「格要件確認資料」という。）の提出を求めない。

(1) 提出書類

書類の区分	提出書類 (○印)	備考
ア 入札参加資格確認申請書		様式は、東広島市ホームページからダウンロードすることができる。
イ 入札参加資格要件総括表		
ウ 誓約書		
エ 配置予定技術者届出書		
オ 履行実績確認表		
カ 履行実績証明書（物品・委託役務）		
キ 法令等による登録等を確認するための資料		
ク その他		

(2) 提出部数は、1部とし、提出した格要件確認資料は、返却しない。

(3) 提出期限

(4) 提出先 「6 問い合わせ先（契約担当所属）」のとおり。

(5) その他

入札参加者は、格要件確認資料を指定された提出期限までに提出できるよう事前に準備しておくこと。

格要件確認資料の作成及び提出に要する費用は、提出者の負担とする。

格要件の審査のために必要があると認めるときは、期限を定めて格要件確認資料の補正や追加資料の提出を求めることがある。

格要件確認資料に虚偽の記載をした者に対しては、指名除外措置を行うことがある。

6 問い合わせ先（契約担当所属）

総務部契約課 物品役務係

東広島市西条栄町8番29号（本庁本館4階）

電話番号 082-420-0930

ファクシミリ番号 082-431-0077

令和6年度いきいき子どもクラブ等消防用設備等点検業務仕様書

1 業務名

令和6年度いきいき子どもクラブ等消防用設備等点検業務

2 履行場所

西条第1・第2いきいき子どもクラブほか43施設

3 履行期間

契約締結日の翌日から令和7年3月31日まで

4 業務対象施設の名称

別紙「施設一覧」のとおり。

5 業務内容

番号	施設名	位置等	業務内容	
			(1) 消防設備 等点検	(2) 防火対象 物定期点検
1	西条第1・第2いきいき子どもクラブ	東広島市西条中央 3-37-9	○	×
2	西条第3いきいき子どもクラブ	東広島市西条中央 3-14-1	○	×
3	西条第4いきいき子どもクラブ	東広島市西条中央 2-15-1	○	×
4	龍王第1・第2・第3・第4いきいき子ども クラブ	東広島市西条町寺家 5607-1	○	×
5	寺西第1・第2いきいき子どもクラブ	東広島市西条町寺家 6664-1	○	×
6	郷田第1・第2いきいき子どもクラブ	東広島市西条町郷曾 11133	○	×
7	板城第1・第2いきいき子どもクラブ	東広島市西条町馬木 541-1	○	×
8	板城第3いきいき子どもクラブ	東広島市西条町森近甲 10234-1	○	×
9	東西条第1・第4いきいき子どもクラブ	東広島市西条吉行東 1-2-1	○	×
10	東西条第2・第3いきいき子どもクラブ	東広島市西条吉行東 1-1-16	○	×
11	平岩第1・第2いきいき子どもクラブ	東広島市西条町寺家 10521-9	○	×
12	三ツ城第1・第2いきいき子どもクラブ	東広島市西条中央 7-23-55	○	×
13	御菌宇第1・第2いきいき子どもクラブ	東広島市西条町御菌宇 8544-6	○	×
14	三永いきいき子どもクラブ	東広島市西条町下三永 10930-2	○	×
15	川上第1・第3いきいき子どもクラブ	東広島市八本松飯田 5-8-23	○	×
16	川上第2いきいき子どもクラブ	東広島市八本松飯田 5-8-47	○	×
17	八本松第1・第2いきいき子どもクラブ	東広島市八本松町原 10128-137	○	×
18	八本松第3いきいき子どもクラブ	東広島市八本松町原 10128-137	○	×
19	原いきいき子どもクラブ	東広島市八本松町原 11407-5	○	×
20	吉川いきいき子どもクラブ	東広島市八本松町吉川 351-1	○	×
21	志和いきいき子どもクラブ	東広島市志和町志和西 1432	○	×
22	小谷いきいき子どもクラブ	東広島市高屋町小谷 3543-3	○	×

23	高屋東いきいき子どもクラブ	東広島市高屋町白市 589	○	×
24	高屋西第1・第2いきいき子どもクラブ	東広島市高屋町中島 582	○	×
25	高屋西第3・第4いきいき子どもクラブ	東広島市高屋町中島 1153-1	○	×
26	造賀いきいき子どもクラブ	東広島市高屋町造賀 2774-1	○	×
27	高美が丘第1・第2いきいき子どもクラブ	東広島市高屋高美が丘 4-1-1	○	×
28	高美が丘第3いきいき子どもクラブ	東広島市高屋高美が丘 4-1-1	○	×
29	板城西いきいき子どもクラブ	東広島市黒瀬町小多田 2045	○	×
30	上黒瀬いきいき子どもクラブ	東広島市黒瀬町宗近柳国 10271-2	○	×
31	乃美尾いきいき子どもクラブ	東広島市黒瀬町乃美尾 10554-1	○	×
32	中黒瀬第1いきいき子どもクラブ	東広島市黒瀬町檜原 10018-1	○	×
33	中黒瀬第2いきいき子どもクラブ	東広島市黒瀬町檜原 10018-4	○	×
34	下黒瀬第1いきいき子どもクラブ	東広島市黒瀬町津江 11225-3	○	×
35	下黒瀬第2いきいき子どもクラブ	東広島市黒瀬町津江 11225-3	○	×
36	福富いきいき子どもクラブ	東広島市福富町下竹仁 2096-3	○	×
37	豊栄いきいき子どもクラブ	東広島市豊栄町鍛冶屋 370	○	×
38	入野いきいき子どもクラブ	東広島市入野中山台 4-20-1	○	×
39	河内いきいき子どもクラブ	東広島市河内町中河内 1806-1	○	×
40	三津いきいき子どもクラブ	東広島市安芸津町三津 4680	○	×
41	風早いきいき子どもクラブ	東広島市安芸津町風早 789	○	×
42	木谷いきいき子どもクラブ	東広島市安芸津町木谷 4127-2	○	×
43	黒瀬児童館	東広島市黒瀬町丸山 1450-1	○	×
44	安芸津児童館子どもの家	東広島市安芸津町風早 3092-1	○	×

(1) 別に記載する防火対象物における消防用設備等の点検及び報告（消防法（昭和 23 年法律第 186 号）第 17 条の 3 の 3）

(2) 別に記載する防火対象物における定期点検（消防法第 8 条の 2 の 2）

6 業務目的

(1) 消防用設備等点検

消防設備等について専門的見地から点検等により劣化及び不具合の状況を把握し、故障・不具合を防止し、災害時における機能発揮に支障がない状態の維持に資すること。

(2) 防火対象物定期点検（「5 業務内容」において業務内容として該当がある場合）

防火管理者の業務内容若しくは防火対象物の防火管理状況等について、専門的見地から消防法（昭和 23 年法律第 186 号）第 8 条の 2 の 2 に規定する防火対象物の定期点検により、施設の防火管理の徹底を行うこと。

7 業務仕様

(1) 本仕様書に定めがない事項は、添付の東広島市消防設備等点検業務共通標準事項（以下「標準事項」という。）による。

(2) 本仕様書及び標準事項に定めがない事項は、施設管理担当者と協議するものとする。

受注者は業務に支障をきたさないよう、業務に関する事項について前任の受注者から十分引き継ぎを受けること。また、受注者の変更がある場合は、後任の受注者が業務に支障をきたさないよう、業務に関する事項について後任の受注者へ十分に引き継ぎをすること。

- (3) 著作権、特許権その他第三者の権利の対象となっている作業方法等の使用に関しては、その費用負担及び使用交渉の一切を受注者において行うものとする。

8 業務対象施設の概要

別紙「施設一覧」のとおり

9 機器点検及び総合点検等を行う消防設備の名称、数量等

点検の区分と実施時期は次のとおりとする。また、点検項目等については別紙「消防用設備等一覧」のとおりとする。

施 設 名	点検の実施時期、内容及び方法	
	機 器 点 検 (8 ～ 9 月)	総合点検・機器点検 (2～3 月)
西条第1・第2いきいきこどもクラブほか43施設	1 回	1 回

10 業務詳細

- (1) 各設備等の点検方法等は、次に基づき実施すること。

- ① 消防用設備等の点検の基準及び消防用設備等点検結果報告書に添付する点検票の様式を定める件（昭和50年消防庁告示第14号）
- ② 消防法施行規則（昭和36年自治省令第6号）の規定に基づき、消防用設備等又は特殊消防用設備等の種類及び点検内容に応じて行う点検の期間、点検の方法並びに点検の結果についての報告書の様式を定める件（平成16年消防庁告示第9号）
- ③ 消防用設備等の点検要領の全部改正について（平成14年6月11日付け消防予第172号）

- (2) 非常用電源として設置されている非常用電源専用受電設備、蓄電池設備及び燃料電池設備は、電気事業法（昭和39年法律第170号）による自家用電気工作物としての適用を受けるので、当該設備を有する施設にあっては、その施設に選任された電気主任技術者と防火管理者の立会いのもとに点検を行うよう努めること。また、電気事業法による保安規程に基づく維持管理が必要であるため、この点検と同時に行うよう計画するよう努めること。

- (3) 消防用設備等点検表示制度の運用の有無について

消防用設備点検表示制度の運用	当業務においては 該当する
----------------	----------------------

※「該当する」と記載した業務については、次に基づき実施するものとする。

- ① 消防用設備等点検済表示制度について（平成8年4月5日付け消防予第61号）
- ② 消防用設備等点検済表示制度推進要綱（平成3年消安セ規程第11号）

11 防火対象物定期点検（「5業務内容」において業務内容として該当がある場合）

- (1) 点検内容

消防法及び同法施行規則第4条の2の6に定める点検基準に適合しているかについて、関係法令に基づき点検を実施するものとする。

(2) 報告書の提出について

消防法施行規則第4条の2の4第3項の規定による様式（防火対象物点検結果報告書及び防火対象物点検票等）によること。

1 2 その他

(1) 部分払い

① 本委託は、部分払い金を次のとおり請求できるものとする。

履行区分	支払金額	支払種別
機器点検（8～9月）	円	部分払
総合点検・機器点検（2～3月）	円	完了払

② 部分払金を請求しようとするときは、当該履行区分の履行報告を行っていないなければならない。

③ 部分払の額は、履行区分における業務履行区分として発注者が定めた額とする。

1 3 特記事項

(1) 受注者は、点検の結果、機能に支障をきたす事項があると判断した場合は、直ちに発注者に通知し対応を求めること。

(2) 消防用設備等の点検は、消防設備士又は消防設備点検資格免許を保有する者が、それぞれ免許に記入されている種類の点検を行うものとする。

(3) 点検を実施するときは、各施設の管理担当者を立ち合わせるため、日程について事前に発注者と協議すること。

1 4 問い合わせ先（発注担当課）

東広島市教育委員会 生涯学習部 青少年育成課 放課後児童係

電 話 （082）420－0929

FAX （082）420－0414

施設一覧

番号	履行場所	住所	階層・構造・面積等
1	西条第1・第2いきいき子どもクラブ	東広島市西条中央 3-37-9	LS 造 1 階建て 延べ 165.29 m ²
2	西条第3いきいき子どもクラブ	東広島市西条中央 3-14-1	LS 造 1 階建て 延べ 98.76 m ²
3	西条第4いきいき子どもクラブ	東広島市西条中央 2-15-1	西条小学校仮設校舎 2 階 44.00 m ²
4	龍王第1・第2・第3・第4いきいき子どもクラブ	東広島市西条町寺家 5607-1	LS 造 2 階建て 延べ 558.13 m ²
5	寺西第1・第2いきいき子どもクラブ	東広島市西条町寺家 6664-1	LS 造 1 階建て 延べ 202.82 m ²
6	郷田第1・第2いきいき子どもクラブ	東広島市西条町郷曾 11133	LS 造 1 階建て 延べ 132.04 m ²
7	板城第1・第2いきいき子どもクラブ	東広島市西条町馬木 541-1	LS 造 1 階建て 延べ 110.77 m ²
8	板城第3いきいき子どもクラブ	東広島市西条町森近甲 10234-1	LS 造 2 階建て 延べ 196.86 m ²
9	東西条第1・第4いきいき子どもクラブ	東広島市西条吉行東 1-2-1	東西条小学校校舎 1 階 296 m ²
10	東西条第2・第3いきいき子どもクラブ	東広島市西条吉行東 1-1-16	LS 造 2 階建て 延べ 264.98 m ²
11	平岩第1・第2いきいき子どもクラブ	東広島市西条町寺家 10521-9	LS 造 1 階建て 延べ 181.71 m ²
12	三ツ城第1・第2いきいき子どもクラブ	東広島市西条中央 7-23-55	LS 造 1 階建て 延べ 340.75 m ²
13	御薮宇第1・第2いきいき子どもクラブ	東広島市西条町御薮宇 8544-6	LS 造 1 階建て 延べ 228.07 m ²
14	三永いきいき子どもクラブ	東広島市西条町下三永 10930-2	LS 造 1 階建て 延べ 123.19 m ²
15	川上第1・第3いきいき子どもクラブ	東広島市八本松飯田 5-8-23	LS 造 2 階建て 延べ 191.84 m ²
16	川上第2いきいき子どもクラブ	東広島市八本松飯田 5-8-47	LS 造 1 階建て 延べ 69.32 m ²
17	八本松第1・第2いきいき子どもクラブ	東広島市八本松町原 10128-137	LS 造 1 階建て 延べ 157.69 m ²
18	八本松第3いきいき子どもクラブ	東広島市八本松町原 10128-137	八本松小学校校舎 3 階 66.00 m ²
19	原いきいき子どもクラブ	東広島市八本松町原 11407-5	原小学校校舎 4 階 66.00 m ²
20	吉川いきいき子どもクラブ	東広島市八本松町吉川 351-1	吉川保育所 2 階 80.60 m ²
21	志和いきいき子どもクラブ	東広島市志和町志和西 1432	志和小学校校舎 1 階 127.54 m ²
22	小谷いきいき子どもクラブ	東広島市高屋町小谷 3543-3	小谷小学校校舎 1 階 132.00 m ²
23	高屋東いきいき子どもクラブ	東広島市高屋町白市 589	LS 造 1 階建て 延べ 66.02 m ²
24	高屋西第1・第2いきいき子どもクラブ	東広島市高屋町中島 582	W 造 2 階建て 延べ 252.68 m ²
25	高屋西第3・第4いきいき子どもクラブ	東広島市高屋町中島 1153-1	LS 造 2 階建て 延べ 319.96 m ²
26	造賀いきいき子どもクラブ	東広島市高屋町造賀 2774-1	造賀小学校校舎 1 階 70.20 m ²
27	高美が丘第1・第2いきいき子どもクラブ	東広島市高屋高美が丘 4-1-1	LS 造 1 階建て 延べ 161.82 m ²
28	高美が丘第3いきいき子どもクラブ	東広島市高屋高美が丘 4-1-1	高美が丘小学校校舎 1 階 66.00 m ²
29	板城西いきいき子どもクラブ	東広島市黒瀬町小多田 2045	W 造 1 階建て 延べ 89.43 m ²
30	上黒瀬いきいき子どもクラブ	東広島市黒瀬町宗近柳国 10271-2	W 造 1 階建て 延べ 89.43 m ²
31	乃美尾いきいき子どもクラブ	東広島市黒瀬町乃美尾 10554-1	W 造 1 階建て 延べ 89.43 m ²
32	中黒瀬第1いきいき子どもクラブ	東広島市黒瀬町檜原 10018-1	中黒瀬小学校校舎 2 階 132.00 m ²
33	中黒瀬第2いきいき子どもクラブ	東広島市黒瀬町檜原 10018-4	LS 造 1 階建て 延べ 66.02 m ²
34	下黒瀬第1いきいき子どもクラブ	東広島市黒瀬町津江 11225-3	W 造 1 階建て 延べ 89.43 m ²
35	下黒瀬第2いきいき子どもクラブ	東広島市黒瀬町津江 11225-3	下黒瀬小学校校舎 1 階 66.00 m ²
36	福富いきいき子どもクラブ	東広島市福富町下竹仁 2096-3	福富小学校 1 階 70.31 m ²
37	豊栄いきいき子どもクラブ	東広島市豊栄町鍛冶屋 370	豊栄小学校校舎 1 階 66.00 m ²
38	入野いきいき子どもクラブ	東広島市入野中山台 4-20-1	入野小学校校舎 1 階 66.00 m ²
39	河内いきいき子どもクラブ	東広島市河内町中河内 1806-1	RC 造 1 階建て 延べ 119.78 m ²

番号	履行場所	住所	階層・構造・面積等
40	三津いきいき子どもクラブ	東広島市安芸津町三津 4680	三津小学校校舎 1 階 68.00 m ²
41	風早いきいき子どもクラブ	東広島市安芸津町風早 789	風早小学校校舎 1 階 94.00 m ²
42	木谷いきいき子どもクラブ	東広島市安芸津町木谷 4127-2	木谷地域センター2 階 24.64 m ²
43	黒瀬児童館	東広島市黒瀬町丸山 1450-1	RC 造 1 階建て 延べ 337.69 m ²
44	安芸津児童館子どもの家	東広島市安芸津町風早 3092-1	W 造 1 階建て 延べ 218.86 m ²

消防用設備等一覽

	消火器	自動火災報知設備											漏電火災警報装置	非常警報設備 (自動式サイレン又は非常ベル)				誘導灯及び誘導標識					
		粉末 消火器	受信機	感差動式 スポット型	感知器	定温式 スポット型	煙感知器	中継器	発信機	表示灯	音響装置 (地区)	音源 (組)		常用電源 (交流電源のみ)	予備電源 (受信機)	非常電源 (蓄電池の場合)	操作部 (電源部)				機起動装置 (押しボタン)	音響装置	表示灯
10型 蓄圧 (本)	P型 2級 (個)	(個)	(個)	(個)	(個)	P型 2級 (個)	(灯)	(個)	(組)	(組)	(組)	(組)	(組)	(組)	(組)	(組)	(灯)	B級 (灯)	C級 (灯)	標識 (枚)			
西条第1いきいき	1															1		1	1				
西条第2いきいき	1															1		1	1				
西条第3いきいき	1																						
西条第4いきいき	1																						
龍王第1いきいき	1															1		1	1		1		
龍王第2いきいき	1																				1		
龍王第3いきいき	1															1		1	1		1		
龍王第4いきいき	1																						
龍王いきいき(キュービクル)	1																						
寺西第1いきいき	1															1		1	1				
寺西第2いきいき	1															1		1	1				
寺西第3いきいき	0															0	0	0	0				
寺西第4いきいき	0															0	0	0	0				
三ツ城第1いきいき	1															1		1	1				
三ツ城第2いきいき	1															1		1	1				
郷田第1いきいき	1																						
郷田第2いきいき	1																						
板城第1いきいき	1																						
板城第2いきいき	1																						
板城第3いきいき	2															2		2	2				
三永いきいき	1																						
東西条第1いきいき	1		5	4												1		1	1				
東西条第2いきいき	1															1		1	1		2		
東西条第3いきいき	1															1		1	1		2		
東西条第4いきいき	1		4	3					1														
東西条いきいき(キュービクル)														1									
御園宇第1いきいき	1																						
御園宇第2いきいき	1															1		1	1				
平岩第1いきいき	1																						
平岩第2いきいき	1																						
川上第1いきいき	1																						
川上第2いきいき	1																						
川上第3いきいき	1																						
八本松第1いきいき	1															1		1	1				
八本松第2いきいき	1															1		1	1				
八本松第3いきいき	1																						
原いきいき	1																						
吉川いきいき	1																						
志和いきいき	1																						
小谷いきいき	1																						
高屋東いきいき	1																						
高屋西第1いきいき	1															1		1	1				
高屋西第2いきいき	1															1		1	1				
高屋西第3いきいき	1															1	1	1	1		2		
高屋西第4いきいき	1															1	1	1	1		1		
造賀いきいき	1																						
高美が丘第1いきいき	1																						
高美が丘第2いきいき	1															1		1	1				
高美が丘第3いきいき	2																						
板城西いきいき	1																			1			
上黒瀬いきいき	1																			1			
乃美尾いきいき	1																			1			
中黒瀬第1いきいき	1																						
中黒瀬第2いきいき	1																						
下黒瀬第1いきいき	1																			1			
下黒瀬第2いきいき	1																						
福富いきいき	1																						
豊栄いきいき	1																						
入野いきいき	1																						
河内いきいき	1															1	1	1	1		1		
風早いきいき	1																						
三津いきいき	1																						
木谷いきいき	1																						

消 防 用 設 備 等 一 覧

	消火器	自動火災報知設備											漏電火災警報装置	非常警報設備 (自動式サイレン又は非常ベル)					誘導灯及び誘導標識					
		粉末消火器	受信機	感知器	差動式 スポット型	感温式 スポット型	煙感知器	中継器	発信機	表示灯	音響装置 (地区)	源常用電源 (交流電		のみ)	予備電源 (受信機	設備の 場合)	非常電源 (蓄電池	操作部 (電源部)				機、起 動装置 (発信	音響装置	表示灯
10型 蓄圧	P型 2級						P型 2級												B級	C級	標識			
(本)	(個)	(個)	(個)	(個)	(個)	(個)	(個)	(灯)	(個)	(組)	(組)	(組)	(組)	(組)	(組)	(組)	(組)	(灯)	(灯)	(灯)	(枚)			
小計(いきいき)A	62	0	9	7	0	0	0	0	0	1	0	0	0	1	22	3	22	22	0	4	11			
黒瀬児童館	3	1	11	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1					2	3				
安芸津児童館	2																		1	1				
小計(児童館)B	5	1	11	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	0	0	0	0	3	4	0			
合計A+B	67	1	20	8	1	1	1	1	1	2	1	1	1	1	22	3	22	22	3	8	11			